



発行登録追補目論見書

2023年12月

四国電力株式会社

発行登録追補目論見書

四国電力株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】	3
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	7
3 【新規発行による手取金の使途】	7
第2 【売出要項】	8
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	8
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	9
第三部 【参照情報】	10
第1 【参照書類】	10
第2 【参照書類の補完情報】	10
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	13
第四部 【保証会社等の情報】	14
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	15
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	16

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5－関東 1－2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2023年12月 1 日

【会社名】 四国電力株式会社

【英訳名】 Shikoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

【本店の所在の場所】 香川県高松市丸の内 2 番 5 号

【電話番号】 (087) 821－5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 林 純一郎

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市丸の内 2 番 5 号

【電話番号】 (087) 821－5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 林 純一郎

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 12,500百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2023年 8 月10日
効力発生日	2023年 8 月18日
有効期限	2025年 8 月17日
発行登録番号	5－関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 120,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
5－関東 1－1	2023年 9 月 8 日	10,000百万円	－	－
実績合計額(円)		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 110,000百万円
(110,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

－円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

四国電力株式会社 徳島支店

(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)

四国電力株式会社 高知支店

(高知県高知市本町4丁目1番11号)

四国電力株式会社 愛媛支店

(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	四国電力株式会社 第329回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額(円)	12,500百万円
各社債の金額(円)	10万円
発行価額の総額(円)	12,500百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.40%
利払日	毎年6月25日及び12月25日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2024年6月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記（(注)「10. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2026年12月25日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2026年12月25日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記（(注)「10. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年12月4日から2023年12月22日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年12月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	電気事業法附則第17項に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし(本社債は、一般担保付であり、財務上の特約は付されない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当会社はR & IからA+の信用格付を2023年12月1日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まるとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号に定める規定に違背したとき。
- (2) 当会社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。

- (4) 当会社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

当会社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当会社が当会社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社はこれに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当会社が次号に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、四半期報告書または半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書、訂正報告書及びこれらの添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときはこれを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,200	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引き受ける。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,200	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,200	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,200	
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地の8	600	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	300	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	300	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	200	
中銀証券株式会社	岡山県岡山市北区本町2番5号	100	
計	—	12,500	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間17.5万円を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
12,500	45	12,455

(2) 【手取金の使途】

手取概算額12,455百万円は、全額を設備資金、社債償還資金及び四国電力送配電株式会社への投融資資金として、2024年3月末までに充当する予定である。なお、四国電力送配電株式会社は、当該資金を設備資金及び社債の償還資金に充当する予定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日) 2023年 6 月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第 1 四半期 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日) 2023年 8 月10日関東財務局長に提出

事業年度 第100期第 2 四半期 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年 9 月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2023年12月 1 日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年 7 月 3 日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 2 第100期第 2 四半期報告書の訂正報告書)を2023年11月15日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2023年12月 1 日)までの間において生じた変更及び追加箇所はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その全文を一括して記載したものであります。

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があるとして経営者が認識している主なリスクには、次のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

電気事業に係るリスク

(1) エネルギー政策や電気事業制度

① エネルギー政策や電気事業制度の変更

当社グループでは、わが国のエネルギー需給に関する基本方針等を定めた「エネルギー基本計画」を踏まえ、特定の電源・燃料に過度に依存しないバランスの良いエネルギー供給体制を構築している。また、電気事業制度の見直しに適切に対応しつつ、安定的な電力供給の維持や収益機会の拡大に取り組んでいる。

今後、エネルギー政策や電気事業制度が大幅に見直された場合、その内容次第では、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

② 環境規制の強化

当社グループでは、原子力や再生可能エネルギーなどのゼロエミッション電源の最大活用に加え、LNGコンバインドサイクルの導入・石炭火力のUSC（超々臨界圧機）化による火力発電設備の高効率化などを通じて温室効果ガスの削減をはかっている。

今後、脱炭素社会の実現に向けて環境規制が強化された場合、火力発電所の運転が制約され、供給コストが増大するなど、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

(2) 原子力事業を取り巻く環境

① 原子力発電所に係る訴訟への対応

当社は、伊方発電所3号機に係る訴訟については、勝訴を目指し、同発電所の安全性を丁寧に主張している。

今後、現在係属中の訴訟の結果により、長期に亘り同発電所の運転停止を余儀なくされる場合、代替の火力燃料費の増加などにより、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

② 原子力発電所に係る基準・法令等への対応

当社グループでは、原子力規制委員会が定めた新規規制基準への適合をはじめとして、原子力発電事業に係る各種法令に則り、伊方発電所を安全・安定的に運転するための取り組みを進めている。

今後、新規規制基準等への適合性の確保や各種基準・法令等の変更への対応において、伊方発電所の稼働が制約を受ける場合や追加の安全対策が必要となる場合、代替の火力燃料費の増加や設備投資の増加などにより、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

③ 原子燃料サイクルや原子力発電所廃止への対応

原子力発電における使用済燃料の再処理や放射性廃棄物の処分など原子燃料サイクルに係る費用や、原子力発電施設の解体費用については、国が定める制度措置等により不確実性が低減されている。

今後、制度措置の見直しなどが行われる場合、将来費用の見積額の増加や、再処理施設の稼働時期の遅延等により、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

(3) 市場動向

① 市場競争の進展

当社グループでは、小売市場での厳しい競争に勝ち抜くため、料金・サービス両面における施策の拡充を推進するとともに、新市場を最大限に活用することにより、収益機会の拡大と供給コストの低減をはかっている。

今後、更に競争が進展した場合、販売電力量の大幅な減少や小売・卸販売単価の下落等により、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

② 電力需要の変動

当社グループでは、法人分野での電化厨房等のメリット訴求による電化促進や家庭分野でのサブユーザーへの営業による新築電化率の向上などを通じて電力需要の拡大に取り組んでいる。

今後、人口減少や省エネ機器・蓄電池等の普及拡大、冷夏・暖冬など、経済・社会情勢や天候影響等により、電力需要が想定以上に低下すれば、設備の稼働率低下に伴う固定費の回収不足などにより、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

③ 燃料価格や為替相場の変動

当社の火力発電用燃料調達費用については、原油、石炭などの市場価格や為替相場により変動するが、長期契約や調達の多様化などを通じて、変動リスクの抑制・分散をはかっている。

また、燃料価格および為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」が適用されるが、燃料価格や為替相場の著しい変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(4) 設備・操業のトラブル等

当社グループでは、高品質のサービスを提供するため、設備の保守・点検を着実に実施している。また、様々な自然災害リスクを想定し、最新の知見を反映した設備の安全性確保対策を適宜、適切に実施するとともに、自治体、他事業者との連携強化や復旧訓練の共同実施、災害情報発信ツールの普及拡大等にも取り組んでいる。

今後、大規模な地震・津波・台風等の自然災害や設備の故障、事故等により設備の損傷や操業トラブルが発生した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

その他事業活動に係るリスク

(1) 電気事業以外の事業

当社グループでは、持続的な企業価値の創出に向けて、情報通信事業や国際事業を中心とした電気事業以外の事業について、その将来性や収益性を吟味しながら取り組むことにより、市場エリア・事業領域の拡大をはかっている。

今後、内外市場環境の急速な変化や、進出国でのカントリーリスクの顕在化等により、個々の事業・案件の収益が当初の見込みより大幅に下回る場合などには、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(2) コンプライアンス

当社グループでは、事業活動に関する全ての法令の遵守と、社会からの信頼と評価を得るための企業倫理の徹底をはかるため、グループ各社に「コンプライアンス推進委員会」を設置するとともに、「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を設置し、グループ全体でコンプライアンスを推進している。

また、行為規制や独占禁止法の遵守は、自由化された現行電気事業制度の根幹をなすものと認識し、教育・研修を通じた法令に対する正しい理解の浸透と、意識改革の徹底に取り組んでいる。

こうした取り組みにも関わらず、法令違反や企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(3) 感染症の流行

当社は、新型コロナウイルスを含む感染症対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型インフルエンザ等対策業務計画」を策定し、感染症の発生時においても、従業員の安全確保を前提に、事業の継続が可能な体制を整えている。

今後、新型コロナウイルスを含む感染症の感染拡大により、設備・修繕工事の遅延や資機材調達に支障が生じる場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(4) 退職給付費用および債務に係るリスク

当社グループの退職給付費用および債務は、割引率など数理計算上の前提条件に基づいて算出している。

今後、金利変動に伴う割引率の変更など、数理計算上の前提条件について、大幅な見直しがある場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

四国電力株式会社 本店

(香川県高松市丸の内2番5号)

四国電力株式会社 徳島支店

(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)

四国電力株式会社 高知支店

(高知県高知市本町4丁目1番11号)

四国電力株式会社 愛媛支店

(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会 社 名 四 国 電 力 株 式 会 社

代表者の役職氏名 取締役社長 社長執行役員 長 井 啓 介

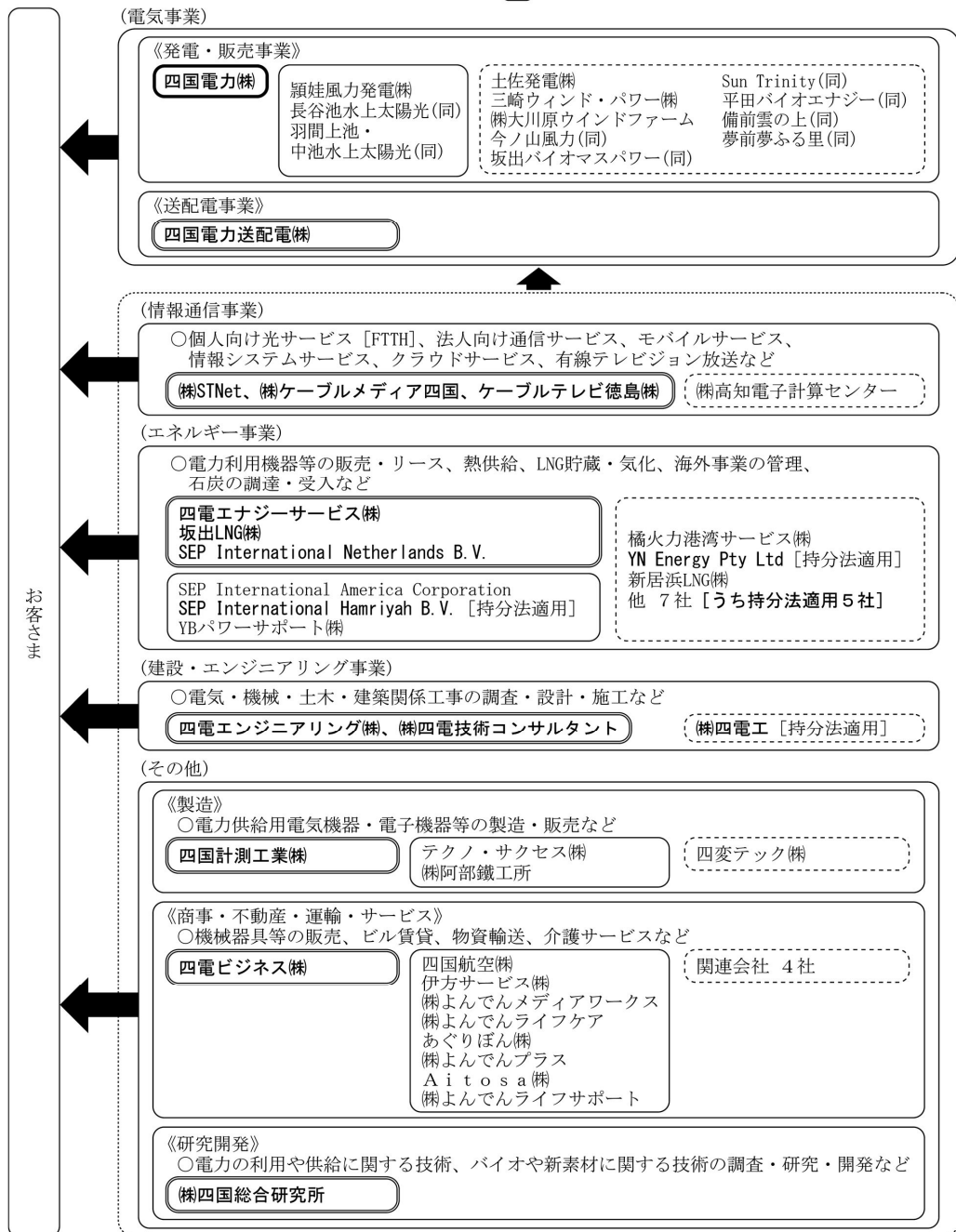
- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 電気事業法により優先弁済を受ける権利を保証されている社債（四国電力株式会社 第327回社債（一般担保付））を既に発行しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループは、電気事業のほか、情報通信事業、エネルギー事業、建設・エンジニアリング事業をはじめ、電気機器等の製造、商事・不動産・運輸・サービスおよび電気事業に関連する研究開発などの事業を行っており、その概要は次のとおりである。（2023年3月31日現在）

〔凡例〕 ☒ 連結子会社 ☐ 非連結子会社 ☐ 関連会社



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第95期	第96期	第97期	第98期	第99期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高(営業収益) (百万円)	737,274	733,187	719,231	641,948	833,203
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	25,128	27,952	5,188	△12,114	△22,515
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	16,995	18,092	2,999	△6,262	△22,871
包括利益 (百万円)	13,649	11,868	7,185	△6,260	△13,803
純資産 (百万円)	321,189	326,648	327,953	315,297	298,312
総資産 (百万円)	1,353,941	1,373,640	1,430,424	1,500,744	1,612,025
1株当たり純資産額 (円)	1,550.27	1,577.57	1,583.09	1,520.93	1,438.32
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	82.53	87.92	14.58	△30.44	△111.19
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.6	23.6	22.8	20.8	18.3
自己資本利益率 (%)	5.4	5.6	0.9	△2.0	△7.5
株価収益率 (倍)	16.33	9.71	58.98	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	54,507	107,313	52,293	49,841	36,086
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△82,400	△99,946	△89,331	△125,102	△91,600
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,541	6,318	48,310	82,261	84,829
現金および現金同等物 の期末残高 (百万円)	40,681	54,289	65,444	72,928	105,904
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	8,207 [532]	8,143 [538]	8,150 [526]	8,074 [497]	8,030 [460]

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用している。これに伴い「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(令和3年経済産業省令第22号 令和3年3月31日)の施行により改正された、「電気事業会計規則」を第98期の期首より適用し、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金は、電気事業営業収益に計上せず、再エネ特措法交付金は、電気事業営業費用から控除している。第98期以降に係る主要な経営指標等については、これらの会計基準等を適用した後の指標等となっている。
- 2 当社は、「株式給付信託(BBT)」を導入し、当該信託口が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式の計算において控除する自己株式に含めている。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載していない。
- 4 第98期および第99期の株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第95期	第96期	第97期	第98期	第99期
決算年月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月
売上高(営業収益) (百万円)	654,076	646,373	590,109	524,028	723,608
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	15,708	19,468	△17,638	△29,047	△30,300
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	11,402	14,520	△12,167	△13,048	△23,493
資本金 (百万円)	145,551	145,551	145,551	145,551	145,551
発行済株式総数 (千株)	223,086	223,086	223,086	223,086	207,528
純資産 (百万円)	283,661	290,233	271,323	251,278	222,447
総資産 (百万円)	1,272,903	1,289,807	1,314,939	1,384,891	1,479,896
1株当たり純資産額 (円)	1,366.73	1,399.71	1,308.51	1,211.84	1,073.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	54.94	70.00	△58.68	△62.93	△113.32
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.3	22.5	20.6	18.1	15.0
自己資本利益率 (%)	4.0	5.1	△4.3	△5.0	△9.9
株価収益率 (倍)	24.54	12.20	—	—	—
配当性向 (%)	54.6	42.9	—	—	—
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	4,489 [60]	4,409 [72]	2,288 [70]	2,243 [69]	2,199 [55]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	109.2 (95.0)	72.4 (85.9)	75.3 (122.1)	71.9 (124.6)	69.2 (131.8)
最高株価 (円)	1,596	1,395	930	913	862
最低株価 (円)	1,266	691	652	687	632

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用している。これに伴い「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(令和3年経済産業省令第22号 令和3年3月31日)の施行により改正された、「電気事業会計規則」を第98期の期首より適用し、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金は、電気事業営業収益に計上せず、再エネ特措法交付金は、電気事業営業費用から控除している。第98期以降に係る主要な経営指標等については、これらの会計基準等を適用した後の指標等となっている。
- 2 当社は、「株式給付信託(BBT)」を導入し、当該信託口が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式の計算において控除する自己株式に含めている。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載していない。
- 4 第97期から第99期の株価収益率および配当性向は、当期純損失であるため、また、第99期の配当性向は無配であるため、記載していない。
- 5 最高株価および最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものである。
- 6 当社は2020年4月1日付けで、一般送配電事業等を四国電力送配電株式会社へ承継したため、第97期以降の経営指標等については、第96期以前と比較し変動している。